

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が○年○月○日付けで再審査請求人（以下「請求人」という。）に対してした労働者災害補償保険法による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すことを求める。

第2 事案の概要

- 1 請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、○年○月○日、A会社（以下「会社」という。）に雇用され、同社B営業所において、正社員としてタクシー乗務に従事していたが、○年○月○日付けで、定年を待たずに会社を早期退職し、同年○月○日付けで、会社と契約期間○か月の有期雇用契約を締結し嘱託職員となった。
- 2 被災者は、乗客の大型トランクを持ち上げた際、腰に痛みを感じ（以下「○年○月○日の災害」という。）、同月○日、C医療機関を受診し、「腰椎捻挫」と診断され療養しつつ、同年○月○日から乗務に復帰した。その後、被災者は、○年○月○日、乗務中、交差点にて信号で停止していたところ、後方から走行してきた普通乗用自動車に追突され（以下「○年○月○日の交通事故」という。）、同日、C医療機関を受診し、「外傷性頸部症候群、外傷性腰椎捻挫」と診断され、療養のため休業していた。同年○月○日、同社を退職し、自宅療養していたところ、同年○月○日、自宅で縊死した。死体検案書には「直接死因：縊死」、「死因の種類：自殺」と記載されている。
- 3 本件は、請求人が被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして遺族補償給付及び葬祭料の請求をしたところ、監督署長はこれらを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が○年○月○日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

### 第3 当事者の主張の要旨

#### 1 請求人

(略)

#### 2 原処分庁

(略)

### 第4 争点

被災者の死亡が業務上の事由によるものであると認められるか。

### 第5 審査資料

(略)

### 第6 理由

#### 1 当審査会の事実認定

(略)

#### 2 当審査会の判断

- (1) 被災者の精神障害の発病時期と病名について、労働局地方労災医員協議会精神障害等専門部会（以下「専門部会」という。）は、○年○月○日付け意見書において、要旨、被災者は、○年○月頃までには、ICD-10診断ガイドラインに照らし「F32 うつ病エピソード」（以下「本件疾病」という。）を発病したとの意見を述べている。

当審査会としても、被災者の症状の経過等からみて、専門部会の意見は妥当であり、被災者は同月頃に本件疾病を発病したものと判断する。

この点について、請求人は、意見書において、被災者は、「自律神経失調症と診断されて継続的に治療を受けた後に、painful depressionではないかとの見込みが立てられ、心療内科での治療の必要性が認められていたから、○年○月中旬には、被災者が、対象疾病であるICD-10第5章「精神及び行動の障害」に分類されるうつ病エピソード（F3）を発病していたことは明らかである。」と主張している。しかしながら、C医療機関の診療録において、○年○月○日付けで「painful-depres（注：painful-depress 痛みを伴う憂うつ）か？」との記載があるが、心療内科への紹介もこの時点では行われていない。したがって、請求人の主張は採用することができない。

- (2) 精神障害の業務起因性の判断基準は、決定書(略)理由に記載の「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226

第1号。以下「認定基準」という。) のとおりである。

(3) 請求人は、業務による心理的負荷をもたらした出来事として、①〇年〇月〇日の災害により、「腰椎捻挫」と診断されたこと及び〇年〇月〇日の交通事故により、「外傷性頸部症候群、外傷性腰椎捻挫」の傷病を負ったこと、②〇年〇月〇日の交通事故により、療養のため休業中であつたところ、職場復帰の見込みがないことから、雇用の契約更新を行わず、雇止めされたことなどを主張している。

そこで、認定基準に従い、本件疾病の発病前おおむね6か月間(以下「評価期間」という。)に起こった出来事に関する心理的負荷を、以下検討する。

ア ①の出来事について

請求人は、要旨、被災者は、〇年〇月〇日の交通事故後、毎日のように、通院しなければならない程の痛みを抱えていたこと、復職しなければ雇止めする旨告げられたが、腰の痛みのため到底職場復帰できる状況ではなかったことは、認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」(以下「認定基準別表1」という。)の具体的出来事「重度の病気やケガをした」(平均的な心理的負荷の強度「Ⅲ」)に当たり、ケガの程度、療養期間の長さ、社会復帰の困難性から心理的負荷の強度は「強」と主張している。

この点、同交通事故については、車体の損傷はなくバンパーが傷つき交換した程度であり、傷病名についても、D医師は、「外傷性頸部症候群、外傷性腰椎捻挫」と診断しているが、入院や手術を要する状況は認められず、治療内容も「リハビリ器具使用による消炎鎮痛処置対応」、症状経過としては「不眠のための薬の処方続けるも、症状は安定しているものと判断していた。」との意見であつたことからみて、重度の病気やケガをしたとは認められず、当審査会としても、その心理的負荷の総合評価は「弱」と判断する。

なお、〇年〇月〇日の災害については、評価期間前の出来事であることから、心理的負荷の評価の対象とすることはできない。

イ ②の出来事について

請求人は、要旨、被災者は、退職の意思がないことを表明していたにもかかわらず、執拗に退職を求められ、最後は不本意ながらも解雇通知を受け入れざるを得ないこととなつたことは、認定基準別表1の具体的出来事「退職を強要された」(平均的な心理的負荷の強度「Ⅲ」)に当たり、その心理的負

荷の強度は「強」であると主張している。

この点、Eが被災者に対して雇用契約更新の意思確認を行い、会社は雇用契約満了〇か月以上前の〇年〇月〇日付けで雇止め予告通知を被災者宛に送付していることが認められる。そして、会社側との交渉が数回行われたが、最終的に、Fは「退職後も労災を受けることが可能であることを説明したところ、態度が一変して、会社にはこれ以上迷惑はかけられないということで、契約更新せず退職されることに納得されて、退職届にサインしたものと報告を受けています。」と述べており、労組Gも、「被災者は納得して退職届を会社に出したと思う。」と申述している。

以上のとおり、被災者が執拗に退職を求められていた事情はうかがうことができず、被災者も雇止め予告通知を受け入れ、退社していることに照らし、退職が強要されたとは認められないから、当審査会としても、その心理的負荷の総合評価は「弱」とであると判断する。

- (4) 被災者の業務以外の心理的負荷及び個体側要因については、特記すべき事項は認められない。
- (5) 以上にみたとおり、請求人が主張する業務による心理的負荷をもたらす出来事は、その総合評価が「弱」となる出来事が2つであるから、その心理的負荷の全体評価は「弱」と判断することが妥当であり、被災者に発病した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められない。
- (6) 請求人のその余の主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するに足るものは見いだせなかった。

### 3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。